

2020年4月から

# 親から子どもへの「しつけ」と称する体罰は 法律で禁止になりました

児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、市に寄せられた相談件数は2018年度は620件、2019年度は845件となっています。寄せられた相談の中には、保護者が「しつけ」と称して行った行為が、結果として暴力・虐待につながったものも多く含まれています。2020年4月に児童虐待防止法等の一部を改正する法律が施行され、体罰が許されないものであるということが定められました。

## 身体的虐待

殴る、蹴る、頭を激しく揺さぶる等、子どもの身体に外傷を与える、またはその恐れのある暴行を加えること

## 心理的虐待

- 「生まなければよかった」「死んでしまえ」等の暴言や脅迫、無視やきょうだい間の差別等、子どもの心を著しく傷付ける言動を行うこと
- 子どもの目の前での夫婦喧嘩

## こんな行動は 虐待 に当たります

## 性的虐待

わいせつな行為を強要、見せる等、子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること

## 育児放棄・怠慢 (ネグレクト)

食事を与えない、ひどく不潔にする等、保護者として、子どもの心身の正常な発達を妨げるような育児や、監視を著しく怠ること



協力:さがまち学生Club

## 子どもの目の前での 夫婦喧嘩も心理的虐待に当たります!

子どもの目の前での夫婦間の身体的暴力、言葉の暴力等は子どもの脳や心を傷付け、成長に悪影響を及ぼすことが近年の医学的研究で判明しています。

### 子ども家庭支援センターでは 他にもこんなサポートをしています

#### 子育て総合相談

0~18歳未満のお子さんと、その家庭の相談をお受けします。子どものこと、家族のことで悩んでいる方の問題の解決に向けてお手伝いします。

#### ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の生活全般や就労、自立支援事業、ヘルパー派遣、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金などに関する相談をお受けします。

#### 子どものショートステイ(宿泊保育)対象:3か月~小学6年生 トワイライトステイ(夜間保育)対象:2歳~小学6年生

保護者が仕事・入院等で一時的に養育できない時にお子さんをお預かりします。\*有料。

#### 育児支援ヘルパーの派遣

市と契約した事業所から派遣される有資格者が出産後のお母さんを支援します。\*有料。



町田市子ども家庭支援センター  
マスコットキャラクター  
「まこちゃん」

問 子ども家庭支援センター ☎724・4419

### 児童虐待防止推進月間に合わせ 市庁舎をライトアップします

児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色に市庁舎をライトアップします。

日時 11月4日(水)午後6時30分~9時

### 子ども家庭支援センターの パネル展を開催します

同センターの活動紹介や児童虐待、養育家庭(里親)についてパネルを展示します。先着順で粗品を差し上げます。

開催期間 11月24日(火)~27日(金)、午前8時30分~午後5時

会場 みんなの広場(市庁舎1階)

### 里親制度をご存じですか

親の病気や離婚、虐待などの事情により子どもを育てられない場合には、実父母の代わりに一定期間子どもを預かり育てる「養育家庭(里親)」という取り組みがあります。



東京都里親制度PRキャラクター  
(さとペン・ファミリー)

問 八王子児童相談所 ☎042・624・1141  
月~金曜日、午前8時30分~午後5時  
(祝休日、年末年始を除く)



今も未来も大切に  
町田市のSDGs

